

令和7年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不开示	不存在	存否応答	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R7. 5. 27	R7. 6. 4	1. 龍戸七丁目（入居関係書類の書き方例、提出書類チェックリスト、移転先住宅の使用許可日について、抽選順部屋決め会の開催について（重要）） 2. 高橋（移転説明のご案内、移転説明資料（江東区高橋アパート）、移転先住宅関係資料（江東区龍戸七丁目アパート）） 3. 南蒲田一丁目（引越に際してのお願い） 4. 本羽田二丁目第4（建替移転説明会資料（本羽田二丁目第4）、移転先住宅関係資料 本羽田二丁目第4（12号棟）、移転先住宅見学会のお知らせ、居住者調査票） 5. 東糀谷六丁目（移転説明会資料（東糀谷六丁目アパート7号棟）、移転先住宅関係資料 東糀谷六丁目アパート（7号棟の方）、建替事業に伴う居住者移転について、区の補助を受けて設置されたエアコンについて、居住者調査票、移転先住宅見学会のお知らせ） 6. 幅ヶ谷二丁目第2（引越に際してのお願い） 7. 北大塚一丁目（今後のスケジュール・入居関係書類について、提出書類チェックリスト、粗大ごみ置き場の使用開始・ごみ置き場の変更について、今後の予定） 8. 荒川七丁目（今後のスケジュール（戻り移転の方）、提出書類チェックリスト（戻り移転）、戻り移転者抽選会結果のお知らせ、今後のスケジュール（2号棟・3号棟）、移転先住所一覧、提出書類チェックリスト（2・3号棟）） 9. 保木間第5（移転先住宅の追加及び移転先住宅関係資料の更新について、移転先住宅関係資料【追加及び更新】 保木間第5アパート（12・13・14・18・19・20号棟）、部屋決め抽選会のお知らせ（保木間第5アパート12・13・14・18・19・20号棟にお住いの皆様へ）、部屋決め抽選会のお知らせ（保木間第5アパート12・13・14・18・19・20号棟にお住いの皆様へ）、部屋決め抽選会のお知らせ（保木間第5アパート12・13・14・18・19・20号棟にお住いの皆様へ）、部屋決め抽選会のお知らせ（保木間第5アパート12・13・14・18・19・20号棟にお住いの皆様へ）） 10. 平井四・七丁目（移転先住宅の追加及び見学会のお知らせ、追加提示分 移転先住宅関係資料 平井四丁目アパート（1号棟）平井七丁目アパート（2・3号棟）、部屋決め抽選会について（重要）、部屋決め抽選会について（重要）、部屋決め抽選会について（重要）） 11. 西瑞江第2（移転説明会資料（西瑞江第2アパート11～14号棟）、移転先住宅関係資料 西瑞江第2アパート（11～14号棟）、移転先住宅見学会のお知らせ、居住者調査票、西瑞江四丁目第4アパートへの戻り移転について、戻り入居に際しての注意事項、移転先住宅関係資料 西瑞江第2アパート（仮移転中の方）、移転先住宅見学会のお知らせ、戻り入居意向調査票（他団地・民間仮移転世帯用））	※	1															住宅政策本部 東部住宅建設 事務所折衝課
2	R7. 5. 28	R7. 6. 11	東京都知事（〇）第〇〇号株式会社〇〇に係る宅地建物取引業免許申請書（令和〇年〇月〇日受付第〇〇号）。ただし、履歴事項全部証明書を除く。	※	1					1	1	1						・（7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 ・（7条3号）事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人の事業運営上の地位が損なわれるため。 ・（7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部 民間住宅部 不動産業課	
3	R7. 6. 4	R7. 6. 13	都営住宅共用敷地等における工作物設置承認要綱	7	1													住宅政策本部 都営住宅経営部 指導管理課		
4	R7. 6. 17	R7. 6. 23	（1）令和7年度定期購読図書類年間登録一覧表 （2）令和6年度定期購読図書類年間登録一覧表	2	1													住宅政策本部 住宅企画部 総務課		

令和7年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
5	R7. 6. 23	R7. 6. 27	都営八幡山アパートの1~11号棟の居住者の皆さんへ 移転説明会の開催について（お知らせ）（令和7年6月16日）ほか	※	1													住宅政策本部 西部住宅建設 事務所管理課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条>

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

- ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。